

# 国立大学法人鹿屋体育大学職員定年前再雇用規則

〔令和 5 年 1 0 月 2 0 日〕  
規 則 第 2 6 号

## （目的）

第 1 条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学就業規則（平成 1 6 年規則第 2 0 号。以下「就業規則」という。）第 1 5 条の 2 第 2 項の規定に基づき、定年前に短時間勤務職員として再雇用する職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の給与、勤務時間及びその他の必要な事項を定めるものとする。

## （対象者）

第 2 条 満 6 0 歳に達した日以後における最初の 3 月 3 1 日以後に退職（就業規則第 2 条第 1 項に規定する職員（教員を除く。）のうち、任期を定めて採用される職員が退職する場合を除く。）した職員のうち、引き続き再雇用を希望する者で、次に掲げる情報に基づき選考された場合に再雇用の対象者とする。

- (1) 評価結果その他の勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再雇用短時間勤務職員を配置する職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再雇用短時間勤務職員を配置する職の職務遂行上必要な事項

## （任期及び任期の更新等）

第 3 条 定年前再雇用短時間勤務職員の任期は、原則として 4 月 1 日から定年退職日相当日（当該職員が退職しなかった場合における就業規則第 1 5 条第 2 項に規定する定年退職日をいう。）までとする。

## （給与）

第 4 条 定年前再雇用短時間勤務職員の給与は時間給とし、国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則（平成 1 6 年規則第 2 5 号。以下「給与規則」という。）に規定するその者に適用される本給表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準本給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額を基礎として、次の算式により算出した額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

$$(\text{基準本給月額} \times 12) \div (52 \times 38.75)$$

2 定年前再雇用短時間勤務職員には、次に掲げる手当を支給することができる。

- (1) 通勤手当
- (2) その他学長が必要と認めた手当

## （勤務時間）

第 5 条 定年前再雇用短時間勤務職員の勤務時間は、1 週につき 1 5 時間 3 0 分から 3 1 時間までの範囲内とし、1 日の勤務時間は、各人ごとに定める。

## （その他の勤務条件）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、定年前再雇用短時間勤務職員の服務、能率等その他の勤務条件は、国立大学法人鹿屋体育大学非常勤職員就業規則（平成 1 6 年規則第 3

- 4号)を準用する。
- 2 定年前再雇用短時間勤務職員には、退職手当は支給しない。
  - 3 定年前再雇用短時間勤務職員は、雇用保険に加入しなければならない。ただし、週当たりの勤務時間が20時間未満の者については、この限りでない。

附 則

この規則は、令和5年10月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。